

清瀬市障害福祉計画

(素案)

平成 19 年 1 月

目 次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	本計画の目指す方向性	3
(3)	計画の期間	4
(4)	障害者基本法に基づく障害者計画との関係	4
(5)	総合的な自立支援システムの全体像	5
2	障害者数の推移等	
(1)	障害者数の推移等	6
(2)	養護学校高等部卒業予定者数	8
3	障害福祉サービスの利用状況	
(1)	居宅生活支援	9
(2)	施設訓練支援	11
4	重点施策	
	重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置	13
	重点施策2 相談支援事業の充実	15
	重点施策3 子ども発達支援療育等体制の整備	16
	重点施策4 自立訓練事業の充実	18
5	平成23年度の数値目標	
(1)	入所施設の入所者の地域生活への移行	19
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	20
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	21
6	サービス体系	22
7	障害福祉サービス必要量の見込み	
(1)	訪問系サービス	23
(2)	日中活動系サービス	24
(3)	居住系サービス	30
(4)	相談支援	32
(5)	その他	33
8	地域生活支援事業	
(1)	相談支援事業	34
(2)	コミュニケーション支援事業	35
(3)	日常生活用具給付等事業	36
(4)	移動支援事業	36
(5)	地域活動支援センター	37
(6)	その他の事業	37
9	障害福祉サービス等見込量確保のための方策	
(1)	訪問系サービス	39
(2)	日中活動系サービス	39
(3)	居住系サービス	40
10	計画の円滑な推進に向けて	
(1)	支給決定	41
(2)	不服申し立て	42
(3)	後見支援体制	42
(4)	利用者負担の軽減策	43
(5)	サービスの質の確保	45
(6)	計画の達成状況の点検及び評価	46

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

平成17年10月、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとのサービス提供の仕組みを一元化し、最も身近な市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者負担の見直しと国と地方自治体の費用負担をルール化して財源を確保し、制度の安定化を目指す「障害者自立支援法」が成立しました。

「障害者自立支援法」では、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられ、国が、基本的理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」を示しています。

「基本的な指針」では、障害福祉計画の基本的理念として、次の3つを掲げています。

障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を実施主体とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整える。それとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で

提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

また、東京都は、東京都障害福祉計画の基本的理念として、次の3つを掲げています。

すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会を実現する。

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会を実現する。そのため、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるようサービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障害者(児)であっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を整備する。

障害者が当たり前で働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会を実現する。そのため、企業等に障害者雇用への取り組みを促す一方、福祉施設においても、利用者を一般就労へ案活に移行させる支援事業や、より高い水準の賃金・工賃を利用者に支払う支援事業に積極的に取り組むよう、経営改革を促す。

(2) 本計画の目指す方向性

国、東京都の示す基本的理念を踏まえ、本市では、次の4つを本計画の目指す方向性として設定します。

相談支援体制を充実します

障害のある方々が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が必要であり、今後は中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。また、地域自立支援協議会を中心に、地域の関係機関による相談ネットワークの構築を進めます。

日中活動の場を確保します

希望する方々が日中活動系のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、障害者自立支援法に基づくサービスの提供基盤の整備を進めます。

入所施設等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障害のある方々の福祉施設から一般就労への意向を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。また、就労支援センターを中心に、新たな事業の実施だけでなく、生活支援も含めた全体的な支援を進めていきます。

(3) 計画の期間

平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年を第 1 期計画期間とします。ただし、平成 23 年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、数値目標等を設定します。

平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
		第1期障害福祉計画										
					第2期障害福祉計画							

(4) 障害者基本法に基づく障害者計画との関係

本計画は、障害者自立支援法 88 条に基づき、本市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法 9 条に基づく障害者計画とは調和が保たれていることが求められます。

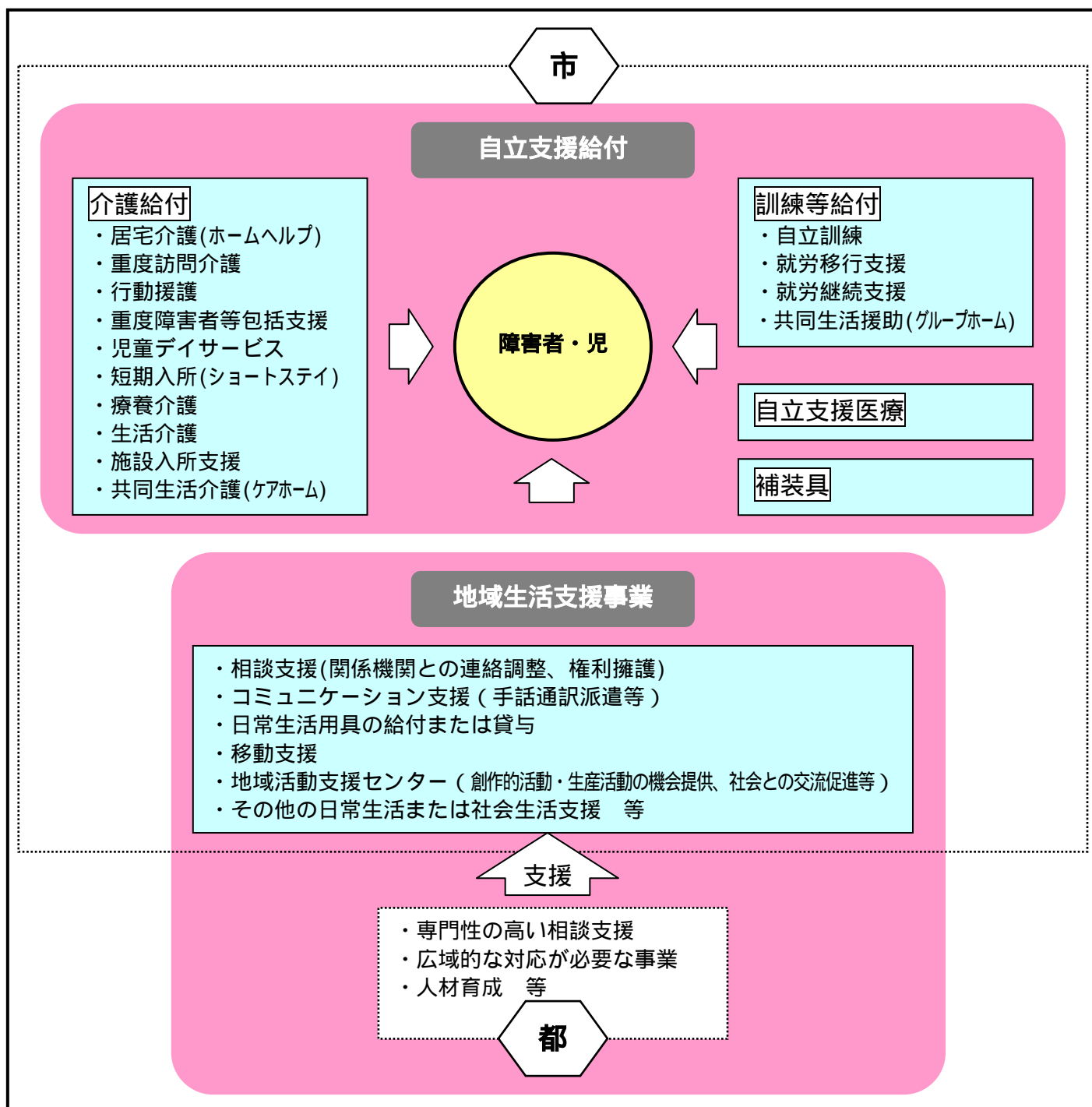
本市では、平成 15 年 3 月、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」を含む「清瀬市福祉総合計画」を策定しています。計画期間は概ね平成 19 年度までですが、近年の障害者福祉の大きな変化を踏まえ、見直しの際には、本計画の趣旨・内容を十分に踏まえて改定を進めていきます。

<p>【障害者自立支援法 第八十八条(市町村障害福祉計画)】</p> <p>第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項 <p>3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事業を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>

(5) 総合的な自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



2 障害者数の推移等

(1) 障害者数の推移等

身体障害者(児)

平成 18 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者は 2,394 人となっており、平成 15 年 10 月 1 日現在に比べて 221 人増加しています。

年齢別にみると、65 歳以上が 63.4%を占めています。

障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く 43.4%となっています。

身体障害者手帳所持者数の年齢別推移（実人員）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
18 歳未満	46(2.1%)	48(2.1%)	47(2.0%)	52(2.2%)
18～64 歳未満	764(35.2%)	792(35.1%)	785(34.1%)	824(34.4%)
65 歳以上	1,363(62.7%)	1,418(62.8%)	1,473(63.9%)	1,518(63.4%)
合計	2,173(100%)	2,258(100%)	2,305(100%)	2,394(100%)

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

障害別・等級別内訳表

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	割合
肢体不自由	313	314	169	253	80	44	1,173	43.4%
呼吸器	49	8	105	33	0	0	195	7.2%
体幹機能	130	91	54	7	40	1	323	12.0%
視覚障害	67	49	15	22	27	20	200	7.4%
聴覚障害	20	64	22	45	0	63	214	7.9%
心臓機能	203	2	51	36	0	0	292	10.8%
腎臓機能	143	1	3	4	0	0	151	5.6%
直腸・膀胱・小腸	12	1	9	71	0	0	93	3.4%
言語・そしゃく	26	11	10	5	0	0	52	1.9%
免疫不全	6	2	0	1	0	0	9	0.3%
合計	969	543	438	477	147	128	2,702	100%

平成 18 年 4 月 1 日現在

知的障害者(児)

平成 18 年 4 月 1 日現在、愛の手帳所持者は 402 人となっており、平成 15 年 10 月 1 日現在に比べて 41 人増加しています。

年齢別にみると、18～64 歳未満が 71.4%を占めています。

愛の手帳所持者数の年齢別推移（実人員）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
18 歳未満	84(23.3%)	94(24.4%)	102(25.6%)	104(25.9%)
18～64 歳未満	269(74.5%)	282(73.1%)	286(71.7%)	287(71.4%)
65 歳以上	8(2.2%)	10(2.6%)	11(2.8%)	11(2.7%)
合 計	361(100%)	386(100%)	399(100%)	402(100%)

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

等級別・年齢別内訳表

	1 度	2 度	3 度	4 度	合計
0 歳～6 歳未満	0	2	1	10	13
6 歳～18 歳未満	5	27	24	35	91
18 歳～40 歳未満	10	70	39	83	202
40 歳～64 歳	6	25	27	28	86
65 歳以上	1	3	2	4	10
合 計	22	127	93	160	402

平成 18 年 4 月 1 日現在

精神障害者

平成 18 年 4 月 1 日現在、精神障害者数は 1,499 人と推計されています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神障害者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
精神障害者数の推計値	1,428	1,482	1,499
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計値	203	247	333

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

精神障害者保健福祉手帳は 2 年毎の更新

資料：中部総合精神保健福祉センター

(2) 養護学校高等部卒業予定者数

養護学校高等部の卒業予定者数は、平成 18 年度 9 人、19 年度 5 人、20 年度 10 人となっています。

障害種別	障害程度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計
身体障害	1 ~ 2 級	1	1	4	0	3	9
	3 ~ 4 級	0	0	1	1	0	2
	5 ~ 6 級	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	5	1	3	11
知的障害	1 ~ 2 度	6	1	1	6	2	16
	3 度	2	0	3	1	3	8
	4 度	0	3	1	3	2	9
	計	8	4	5	10	6	33
重複障害（再掲）		(1)	0	(1)	(1)	(1)	(4)
合 計		9	5	10	11	9	44

主たる養護学校（清瀬・小平・学芸大付属・旭出）

手帳未交付数（現在の 20% 前後の増を予測）

進路先（全体の 95% 余が地域の通所）

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 居宅生活支援

身体障害者(児)

居宅生活支援を利用している身体障害者(児)は、平成18年4月1日現在、110人となっており、平成15年10月1日現在に比べて18人増加しています。

居宅生活支援利用者数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
身体介護中心	12	12	14	15
家事中心	27	28	28	31
移動介護中心	12	21	19	19
日常生活支援	10	14	17	16
デイサービス	30	26	21	25
短期入所	1	1	3	4
合計	92	102	102	110

各年度10月1日現在、平成18年度は4月1日現在

知的障害者(児)

居宅生活支援を利用している知的障害者(児)は、平成18年4月1日現在、50人となっており、平成15年10月1日現在に比べて26人増加しています。

居宅生活支援利用者数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
身体介護・家事中心	3	4	7	9
移動介護	4	12	12	13
デイサービス	0	0	2	4
短期入所	1	2	2	3
グループホーム	16	13	15	21
合計	24	31	38	50

各年度10月1日現在、平成18年度は4月1日現在

精神障害者

居宅生活支援を利用している精神障害者は、平成 18 年 4 月 1 日現在、25 人となっています。

居宅生活支援利用者数の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ホームヘルプ	9	13	18	23
短期入所	0	2	2	2

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

ホームヘルプは平成 15 年 10 月開始、短期入所は平成 16 年 4 月開始

(2) 施設訓練支援

身体障害者(児)

施設訓練支援を利用している身体障害者(児)は、平成 18 年 4 月 1 日現在、46 人となっています。

施設訓練支援利用者数の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
重度授産施設(入所)	22	21	17	17
授産施設(入所)	2	1	4	3
更生施設(入所)	10	10	11	11
療護施設(入所)	3	5	5	4
授産施設(通所)	9	8	11	11
合 計	46	45	48	46

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

知的障害者(児)

施設訓練支援を利用している知的障害者(児)は、平成 18 年 4 月 1 日現在、160 人となっています。

施設訓練支援利用者数の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
更生施設(入所)	56	57	52	53
更生施設(通所)	24	26	27	27
授産施設(通所)	35	33	48	50
通勤寮	3	2	2	1
法外施設通所	42	43	29	29
合 計	160	161	158	160

各年度 10 月 1 日現在、平成 18 年度は 4 月 1 日現在

市内にある障害者施設の状況

注：市内にある障害者(関連)施設を地図上にプロットし、整理します。

4 重点施策

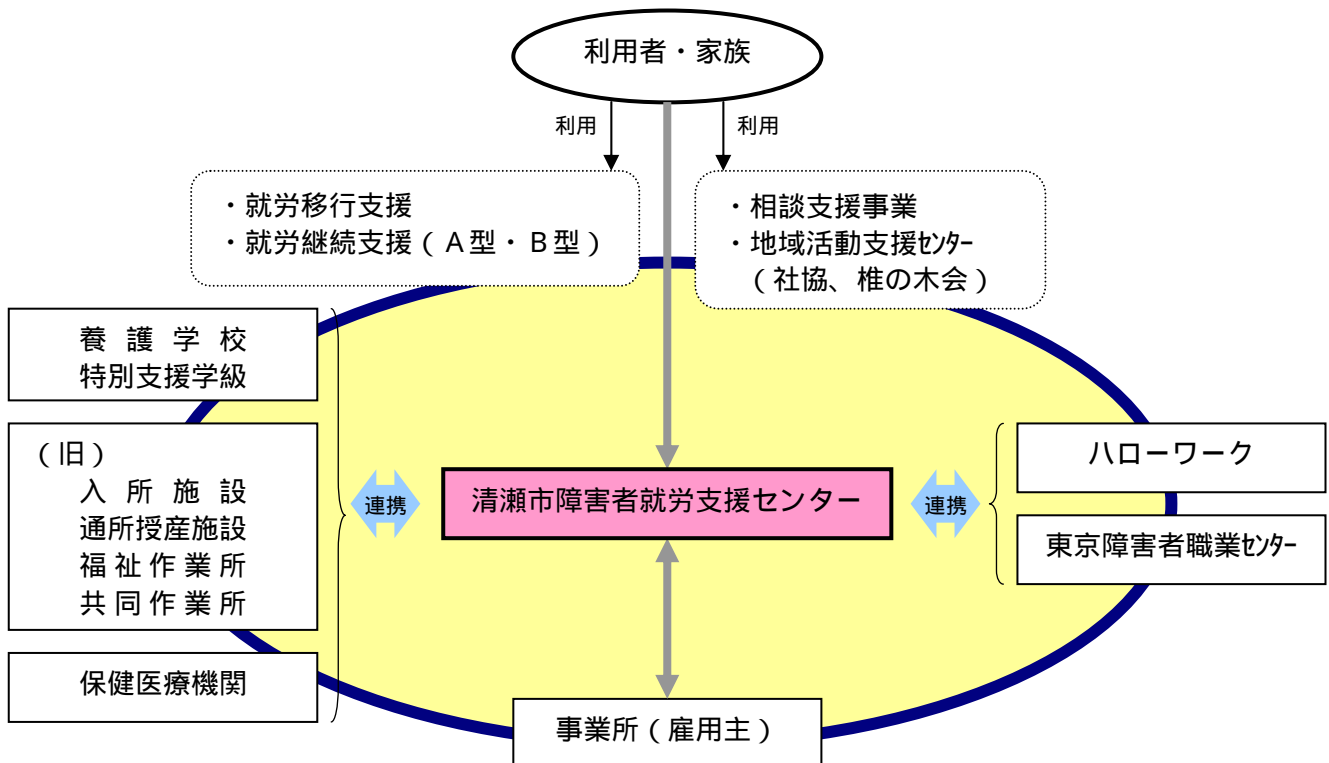
本市では、「清瀬市障害者就労支援センターの設置」「相談支援事業の充実」「子ども発達支援療育等体制の整備」「自立訓練事業の充実」の4施策を重点施策として位置づけ、第1期計画期間中に積極的に推進していくこととします。

重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置

障害のある人たちが障害の種別にかかわらず、自ら望む生活を選択し、可能な限り地域での生活を続けるために、地域での支援体制を整備する必要があります。それには障害のある人たちを保護するだけでなく、さまざまな社会参加の機会を提供し支援することが重要であり、とりわけ「働く機会」の提供や支援は、経済的自立や社会的自立を実現するため効果的な施策といえます。

本市においては、障害のある人たちが「働く」ということについて、福祉作業所等での「福祉的就労」を中心にした支援に留まりがちであり、一般の人たちと共に働く「一般的な就労」への支援体制づくりが大きな課題となっていました。そのため、地域における福祉対策と雇用対策の間をつなげ埋める支援、あるいは福祉と雇用を合わせた新たな仕組みづくりの中核機関として「障害者就労支援センター」を設置し、障害のある人たちの自立と社会参加を進めていきます。

清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援地域ネットワーク図



清瀬市障害者就労支援センターの事業内容

就労支援は、障害者自立支援法において、抜本的強化事業として位置づけられています。

平成19年5月、清瀬駅北口商店街の中の空き店舗を利用して、「清瀬市障害者就労支援センター」を設置し、次のような事業を実施しながら、障害者の就労支援を推進していきます。

【就労支援】

- ・ 就労相談、職場の開拓、求職活動等支援、準備訓練、職場実習、職場定着等支援
- ・ 離職時の調整や再チャレンジの支援、関係機関との連絡調整

【生活支援】

- ・ 日常生活上（健康管理、金銭管理、生活習慣、対人関係等）の問題に関する相談、助言指導
- ・ 余暇活動、家族や関係者との調整等

【就労支援地域ネットワークの整備】

- ・ 教育、福祉、保健医療、雇用関係者等の就労支援・連絡調整機関を設置し、必要に応じて調整会議や支援会議を開催

【障害者が自由に集う場・市内授産施設等の物品販売】

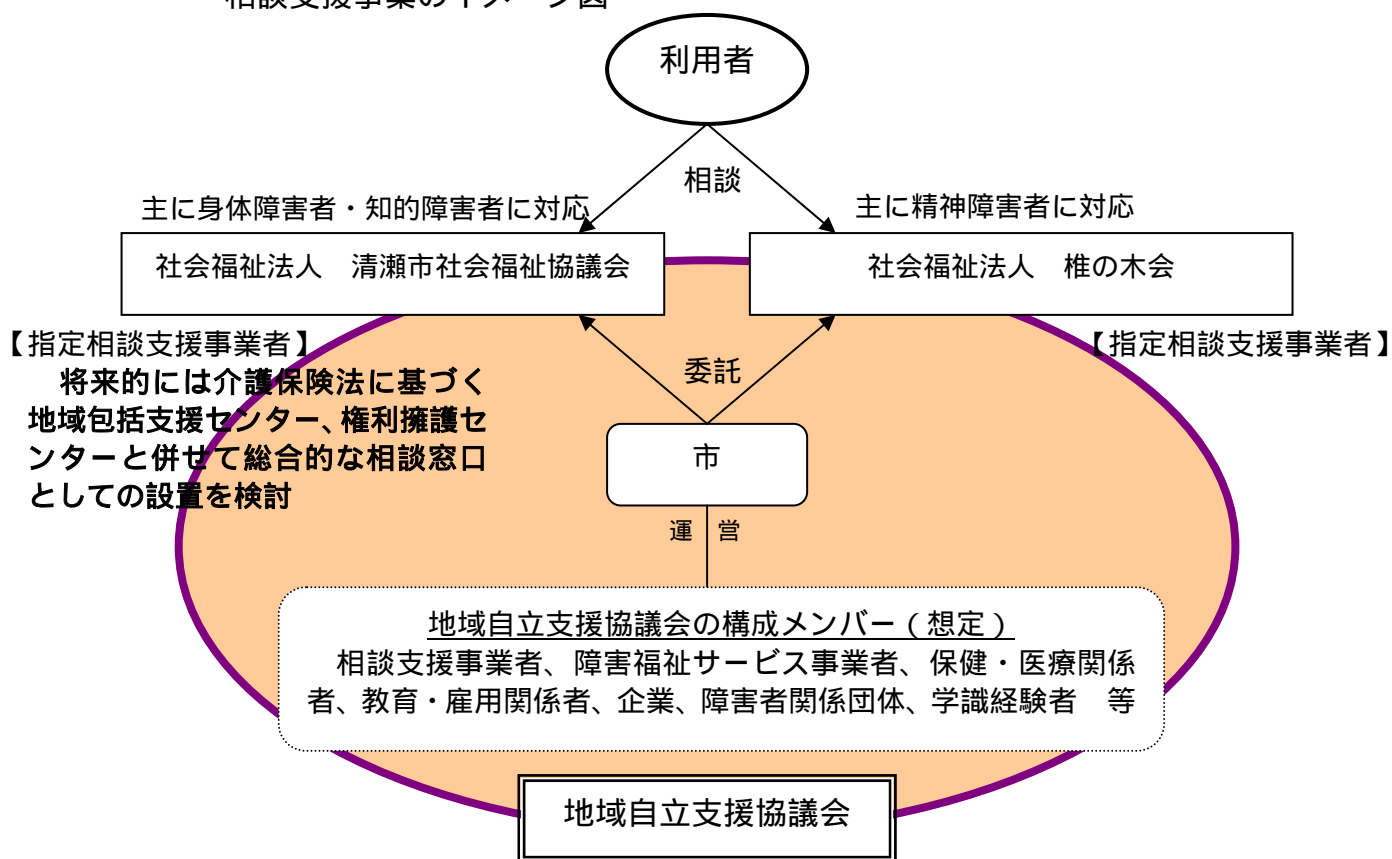
- ・ センターの利用者、支援者等相互の交流、情報交換

重点施策 2 相談支援事業の充実

第1期計画期間（平成18～20年度）においては、市内2箇所で、相談支援事業（福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等）を行っていきます。

なお、相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」については、本市の保健福祉全体の中での位置づけとともに、既存組織の活用を検討しながら、第1期計画期間中に設置します。

相談支援事業のイメージ図



- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

重点施策3 子ども発達支援療育等体制の整備

本市において、心身の発達につまずき、遅れ、もしくは障害のある子ども、またはそれら疑いのある子どもの相談、療育支援（通園等）について、長期に渡り多くの市民より、さまざまな形での意見とともに早急な再構築への要望が寄せられてきました。これら相談・療育支援の整備にかかわることについて、平成18年度から19年度にかけ専門家、関係者及び市民公募委員による「子ども発達支援・交流センター検討会」を設置し、療育支援システムの再構築を図っていきます。

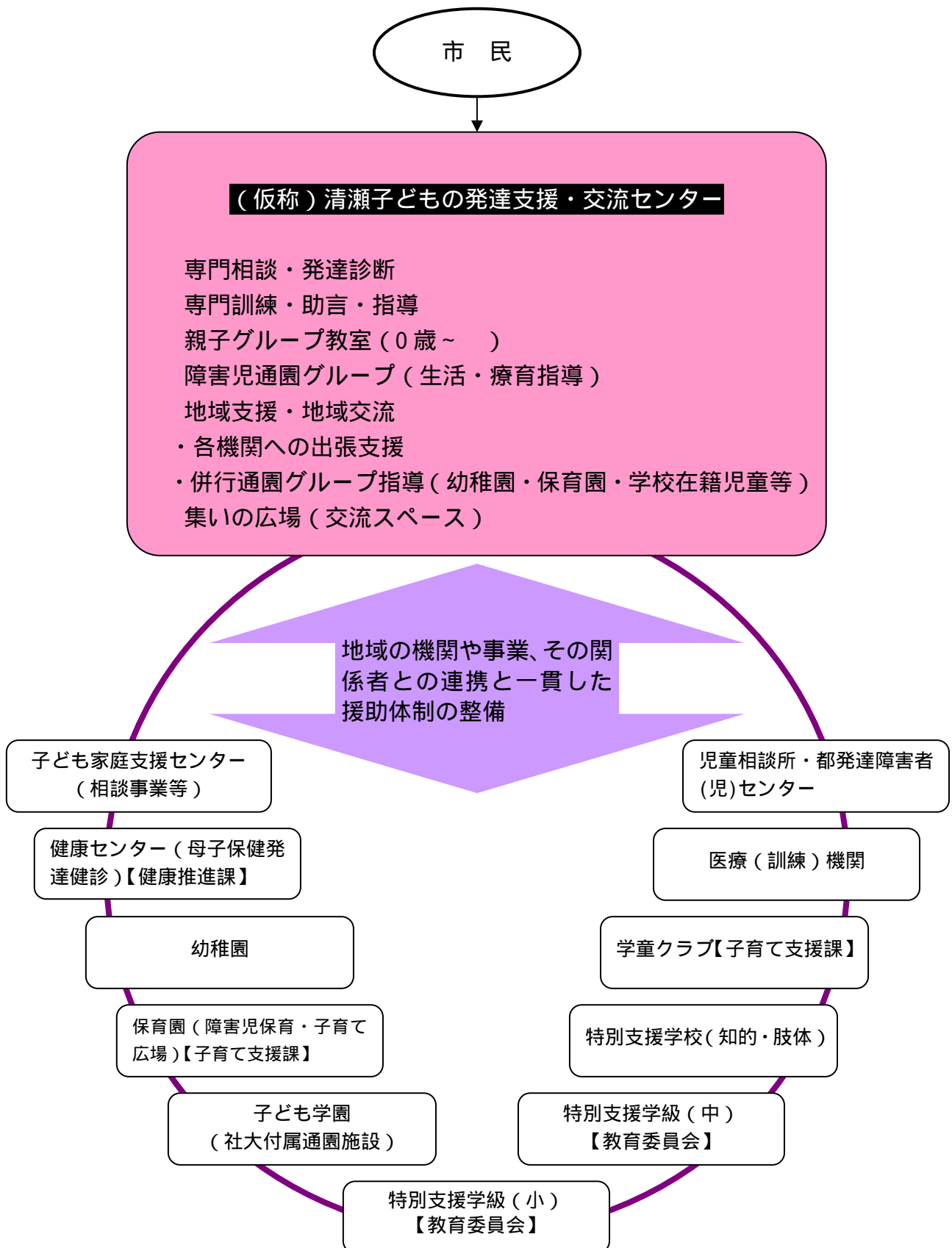
療育システム構築の視点

- (1) 母子保健における発達健診、子ども家庭支援センター事業と緊密に連携した事業の流れをつくる。
- (2) 子ども、保護者や家族、関係者に対し、早い時期から相談や療育の場を提供し、途切れない支援の仕組みをつくる。
- (3) 地域にあるさまざまな関係機関や施設等と連携しながら、共に保護者や家族の子育てを支援する。
- (4) 保護者や家族、関係者、地域の子どもたち、市民との交流の場としても位置づけ、地域の中で相互に理解を深め、障害のある人たちが地域の中で共に生活していける地域づくりに貢献する。
- (5) 多様で専門的な相談や支援事業を実施するため、専門的知識や技術を必要とする事業については、それらの蓄積がある機関に業務委託する。

整備スケジュール

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
検討委員会 スタート (構成メンバー： 専門家、関係機関 市民公募委員)	検討委員会 (7、8月頃答申) 基本設計 実施設計	建設工事 開設準備	開設

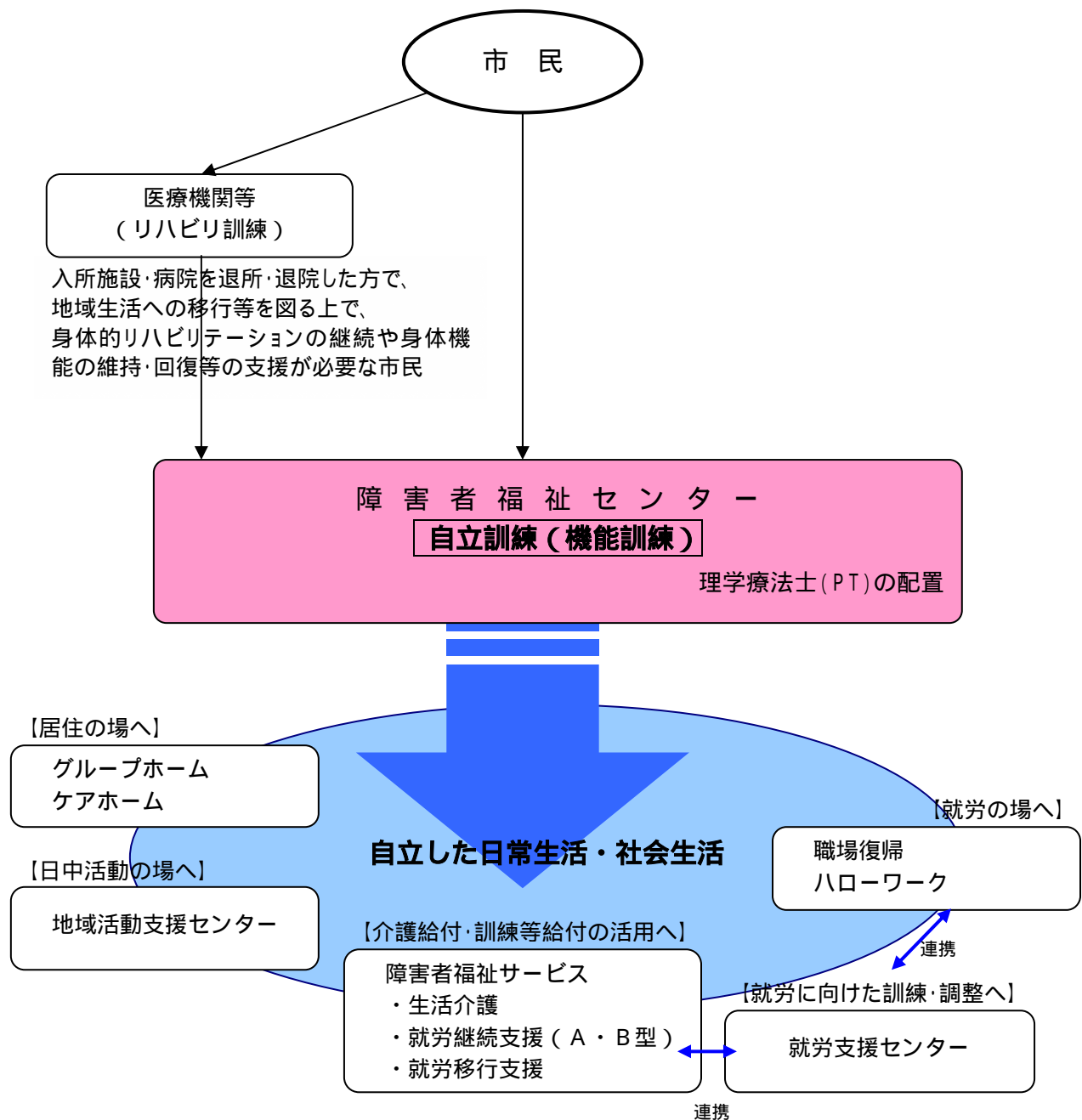
地域の機関と事業の仕組み（子どもをとりまく地域の機関イメージ図）



重点施策4 自立訓練事業の充実

平成19年度より障害者福祉センターにおいて、自立支援法の新体系事業である機能訓練事業がスタートします。これは、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものですが、医学的リハビリが終了された方へのフォローアップ事業でもあります。日常生活又は社会生活の自立に向け支援を進めていきます。

「自立訓練」から「自立した日常生活・社会生活」への移行イメージ図



5 平成 23 年度の数値目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「現入所者の 10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とこととされています。

本市は、89 人の施設入所者（平成 17 年 10 月 1 日現在）のうち 9 人が、平成 23 年度までに施設を退所し、地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	89 人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	9 人	現在の全入所者のうち、平成 23 年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する予定の者の数

施設入所者の地域移行促進に関する基本的考え方（東京都）

区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の 1 割以上の者が、平成 23 年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。

都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援などにより、入所者の 1 割以上を、平成 23 年度末までに地域生活へ移行させるよう努めるものとする。

東京都は、「障害者地域生活支援・就労促進 3 か年プラン」に基づいて、設置者負担を軽減する特別助成等により、グループホーム等の地域生活基盤の整備に重点的に投資する。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までの「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

東京都では、平成 14 年度の患者調査等より算出された退院可能な精神障害者約 5,000 人を、暫定的に、地域移行の対象者数とするとしています。そして、平成 18 年度を初年度として、10 年後の平成 27 年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は、「平成 23 年度末において暫定的な対象者の 5 割以上の者が地域へ移行することを目指すものとする」とされています。

5,000 人を人口比で按分して計算した本市における精神障害者数は、29 人となっており、本市では、そのうち 5 割の 15 人が平成 23 年度末において地域へ移行していることを目指します。

項 目	数 値
平成 27 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数	29 人
目標値 平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値	15 人

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行に関する基本的考え方（東京都）

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、

東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関と連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る精神障害者退院促進事業（地域生活支援事業）を計画的に実施する。

区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、介助・介護サービス及びグループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後の支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 23 年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

本市では、平成 23 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者の数を 4 人にすることを目指します。なお、目標の達成にあたっては、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業を実施するだけでなく、東京都事業の「区市町村障害者就労支援事業」等の実施や、就労支援センターの活用など、生活支援も含めた全体的な就労支援体制の構築に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間 一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所して一般就労した者
目標値 目標年度の 年間一般就労移行者数	4 人	平成 23 年度において一般就労する者の数

注：一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

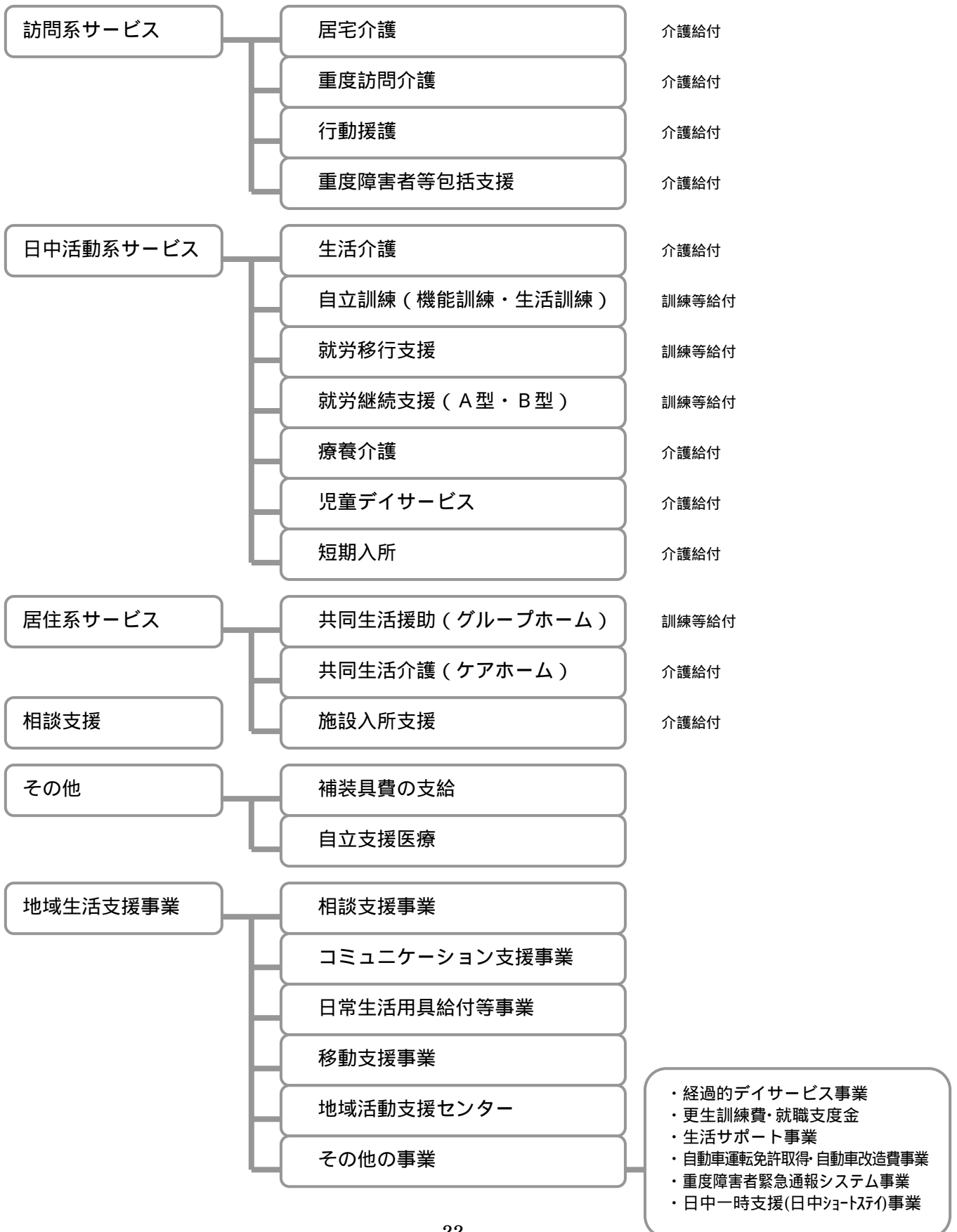
障害者の就労促進に関する基本的考え方（東京都）

障害者が当たり前に関われる社会の実現を目指し、より多くの障害者が一般就労に移行するとともに、福祉施設における就労支援を拡充するため、

東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、東京都独自に区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組む。また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の様態に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指す。

区市町村は、障害者が自らの希望や力量に応じて、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型）、就労継続支援事業（B 型）のいずれでも選択できるよう、特に就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A 型）については、平成 23 年度末までに 1 か所以上の事業者の確保に努め、これにより、事業相互間で双方向の移行が可能となることを目指す。あわせて、これらの 3 事業の利用者が、可能な限り一般就労へ移行できるよう、区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業を最大限に活用する。

6 サービス体系



7 障害福祉サービス必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

ホームヘルプサービスは、平成15年度の支援費制度開始以降、着実に利用が伸びています。また、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえ、今後も利用は増大していくと思われます。

本市では、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援をあわせて、平成23年度には、1か月あたり8,490時間分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量(各年度10月利用分推計値)】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	6,044 時間分	6,769 時間分	7,581 時間分	8,490 時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

本市では、平成 23 年度において、1 か月あたり 91 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	実績整理中	28 人分	49 人分	91 人分

《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

障害程度区分 3 以上（施設へ入所する場合は区分 4 以上）

年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

本市では、平成 23 年度において、機能訓練は 1 か月あたり 6 人分、生活訓練は 14 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	実績整理中	6 人分	6 人分	6 人分
自立訓練（生活訓練）	実績整理中	3 人分	6 人分	14 人分

《機能訓練の利用者像》

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

等

《生活訓練の利用者像》

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

等

就労移行支援

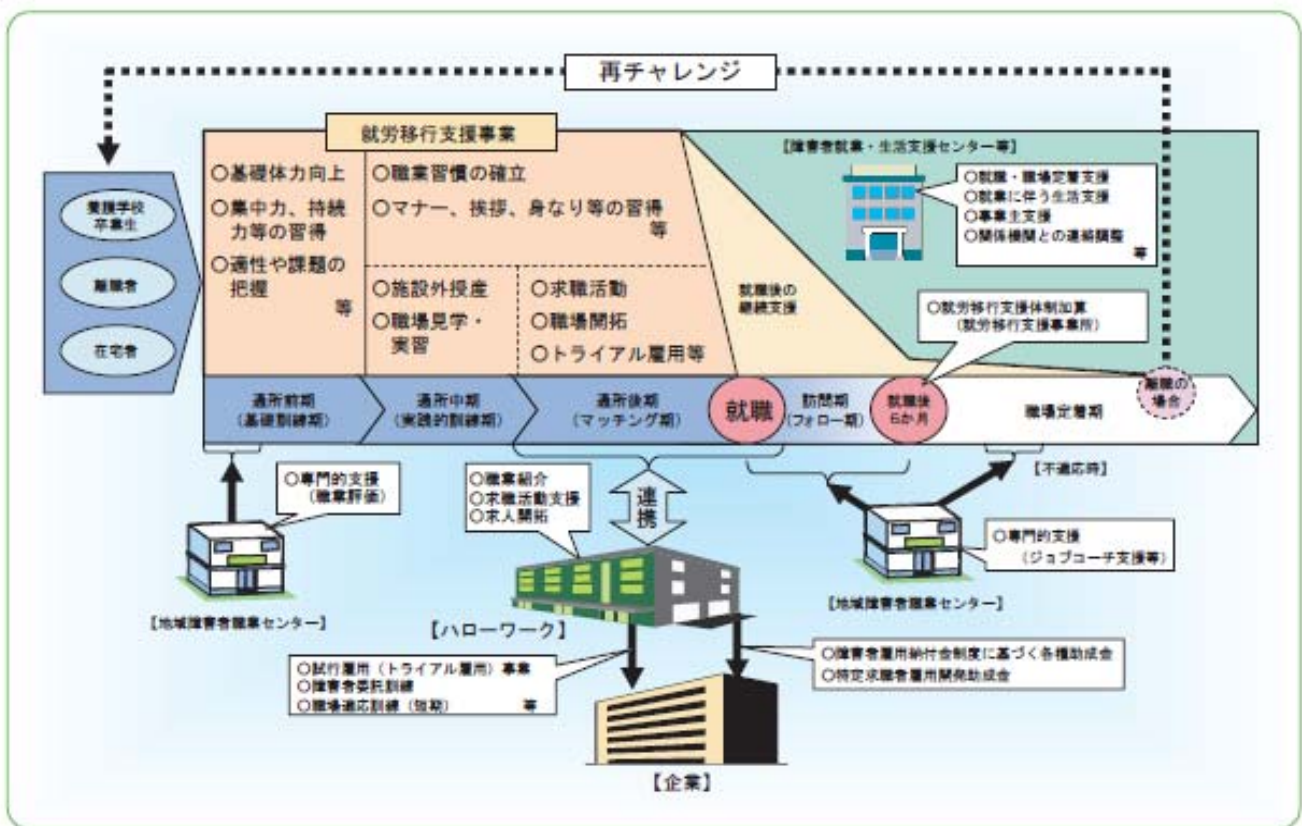
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

本市では、平成 23 年度において、1 か月あたり 5 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	実績整理中	1 人分	2 人分	5 人分

(就労移行支援のイメージ図) 「障害者白書(平成 18 年版)」より



就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されず。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

本市では、平成23年度において、1か月あたりA型は11人分、B型は79人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度10月利用分推計値）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援（A型）	実績整理中	1人分	1人分	11人分
就労継続支援（B型）	実績整理中	16人分	32人分	79人分

《就労継続支援（A型）の利用者像》

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に65歳未満）

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方

盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方

企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

《就労継続支援（B型）の利用者像》

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

企業等や就労継続支援事業（雇成型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方

就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇成型）の雇用に結びつかなかった方

以上に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇成型）の利用が困難と判断された方

療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

本市では、平成 23 年度において、1 か月あたり 8 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	8 人分	8 人分	8 人分	8 人分

《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害程度区分 5 以上の人が想定されます。

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

本市では、平成 23 年度において、1 か月あたり 25 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	4 人分	4 人分	7 人分	25 人分

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

本市では、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえ、平成 23 年度において、1 か月あたり 13 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	6 人分	8 人分	10 人分	13 人分

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

本市では、平成 23 年度において、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の利用者を 39 人分見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム)	29人分	34人分	34人分	39人分
共同生活介護(ケアホーム)				

《グループホームの利用者像》

就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。

《ケアホームの利用者像》

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者と精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人が想定されます。障害程度区分では、区分2以上の方が想定されます。

施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

本市では、平成 23 年度において、83 人分のサービス利用を見込むこととします。

【サービス見込量（各年度 10 月利用分推計値）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	0 人分	5 人分	4 5 人分	8 3 人分

《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

生活介護利用者のうち、障害程度区分 4 以上の方（50 歳以上の場合は、区分 3 以上）

自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(4) 相談支援

支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整:サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど)等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

本市では、平成 23 年度において、1 か月あたり 5 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【サービス見込量(各年度 10 月利用分推計値)】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	実績整理中	5 人分	5 人分	5 人分

サービス利用計画策定対象者数

(5) その他

補装具費の支給

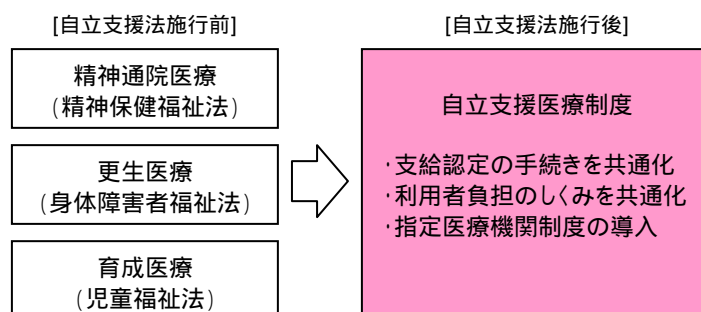
これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給に変わりました。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することになりました。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、自立支援医療に変わりました。

自立支援医療は、障害のある方々が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額が設定するなどの負担軽減策が講じられています。

【自立支援医療制度のイメージ図】



8 地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営む為に、障害者自立支援法に基づいた「清瀬市生活支援事業」を実施します。

(1) 相談支援事業

相談支援事業

第1期計画期間（平成18～20年度）においては、指定相談事業者である「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託し、相談支援事業（福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等）を行っていきます。「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」は、主に身体障害者・知的障害者を対象とした相談事業、「社会福祉法人 椎の木会」は、主に精神障害者を対象とした相談事業を担うこととなります。なお、両事業者には、相談支援機能強化事業として、専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）の配置を求め、相談支援機能の強化を図っていきます。

委託団体	(社福)清瀬市社会福祉協議会	(社福)椎の木会
事業開始年月日	平成19年4月	平成18年10月
主たる対象者	身体障害者・知的障害者	精神障害者
事業内容	・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・社会生活力を高めるための支援 ・社会資源を活用するための支援 等	

なお、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」における相談支援体制としては、介護保険法に基づく地域包括支援センター、権利擁護センターと併せて福祉の総合的な相談窓口としての整備を検討していきます。

地域自立支援協議会の設置

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を、既存の推進組織の活用も検討しながら、第1期計画期間中に設置します。

「地域自立支援協議会」の機能としては、次のようなものが想定されます。

- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な場合、その全部又は一部を助成します。本市では、「きよせ権利擁護センター」等、関係機関と連携しながら、支援を進めていきます。

（2）コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費、を給付又は貸与します。

利用者負担は、基準額の 10% です。ただし、自立支援給付の補装具との月額上限設定があります。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、自動消火器など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
住宅改修費	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で、サービス利用の 10% の利用者負担があります。ただし、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得者区分(低所得 1 及び 2)の方は、サービス利用料の 3% に軽減されます。

サービス見込み量(各年度 10 月利用分推計値)

	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 3 年度
利用人数	3 1	3 4	3 7	4 6
利用時間	1 1 9	1 3 6	1 4 8	1 8 4
事業者数	2 3	2 4	2 5	2 8

(5) 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

第1期計画期間(平成18~20年度)においては、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託し、2箇所事業を実施していきます。

委託団体	(社福)清瀬市社会福祉協議会	(社福)椎の木会
事業開始年月日	平成19年4月	平成18年10月
主たる対象者	身体障害者・知的障害者	精神障害者
事業内容	日常プログラム ・創作的活動、生産的活動、生活技能習得支援 ・レクリエーション等社会体験、 ・交流サロンの運営 その他 ・地域ボランティア育成	日常プログラム ・創作的活動、生産的活動、生活技能習得支援 ・レクリエーション等社会体験、 交流学习支援 ・オープンスペースの運営 緊急対応プログラム(24時間) ・訪問(調査)支援・病院等同行支援

(6) その他の事業

経過的デイサービス事業

平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所については、移行するまでの間(平成19年3月末日までに限る。)利用者に対して継続してデイサービスを提供することができます。本市では、障害者センター「清瀬のぞみ園」でデイサービス事業を実施していますが、平成19年3月までは引き続き経過的デイサービス事業として、同じサービスを実施していきます。平成19年4月以降は、地域活動支援センターとして新たな事業を実施していきます。

更生訓練費・就職支度金

身体障害者更生援護施設に入所している障害のある方に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費と就職支度金を支給します。

生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

利用者負担は、サービス利用料の 10%ですが、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得区分（低所得 1 及び 2）の方は、サービス利用料は 3%に軽減されます。

自動車運転免許取得・自動車改造費事業

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

重度障害者緊急通報システム事業

重度身体障害者で一人暮らし等である方に対して、家庭内で病気や事故等の緊急事態になった場合に、無線発信機を用いて協力員宅へ通報するシステム貸与をしています。今後も引き続き、通報機器の取り付けや通報の協力体制を維持していきます。

日中一時支援（日中ショートステイ）事業

障害者及び障害児の家族等の就労やレスパイトを目的として、障害者及び障害児に一時的な見守りや活動の場を提供し、家族等の日常生活を支援します。

9 障害福祉サービス等見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者の地域生活への移行が推進される中で、今後、利用量の増加が見込まれるため、それに応じてサービス提供量の確保が必要となります。現在、身体障害者と知的障害者については、サービス提供量が不足する状況ではありませんが、精神障害者の訪問系サービスについては、サービス提供事業者が少ない状況にあります。

今後、三障害の訪問系サービスの提供体制の整備については、高齢者への訪問系サービス事業者等に対しても情報提供や協議に努め、参入移行を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

市内各通所施設、作業所は、施設のこれまでに至る経緯や利用者の意向や状況を踏まえながら、新体系への移行を検討しています。

障害者自立支援法により、複数の事業を組み合わせる柔軟に運営する「多機能型」が可能となり、地域の特性や、各施設の利用者状況等も踏まえた事業選択を行うことで、柔軟なサービス提供ができるようになりました。しかし、無認可の作業所等、単独で新体系への移行が困難な施設もあるため施設の統合や、施設間での役割分担など、利用者の推移や需要の動向をみながら協議を進める必要があります。関係者間相互で情報を共有しながら連携を強め、新体系への移行とサービス提供が円滑に進むよう支援をしていきます。

また、団体、施設のヒアリングの結果で、多くの施設が仕事（作業）の安定的確保を課題としていました。就労継続支援においては、利用者への工賃アップも一つの目標であり、安定的な仕事量の確保は不可欠なことから、授産製品の発注や販路拡大への支援を行っていきます。

就労移行支援、就労継続支援の実施にあたっては、平成19年4月に設置を予定している「就労支援センター」を中心にした「就労支援地域ネットワーク」の構築とあわせて進めていきます。「就労支援センター」には、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーターを設置し、就労・生活の両面からの総合的な支援を行います。また、その際には、常に福祉・保健医療・教育・労働部門等が連携し、横断的な体制で各種施策を効率的・効果的に実施できるように努めます。

(3) 居住系サービス

本市での精神障害者の地域生活移行者数は、平成 23 年度末までに 29 名となっていますが、その 79% の 25 名が最終的にグループホーム、ケアホームに移行することを想定しています。また、福祉施設入所者の地域生活移行者数は、10% の 9 名が移行数値目標となります。

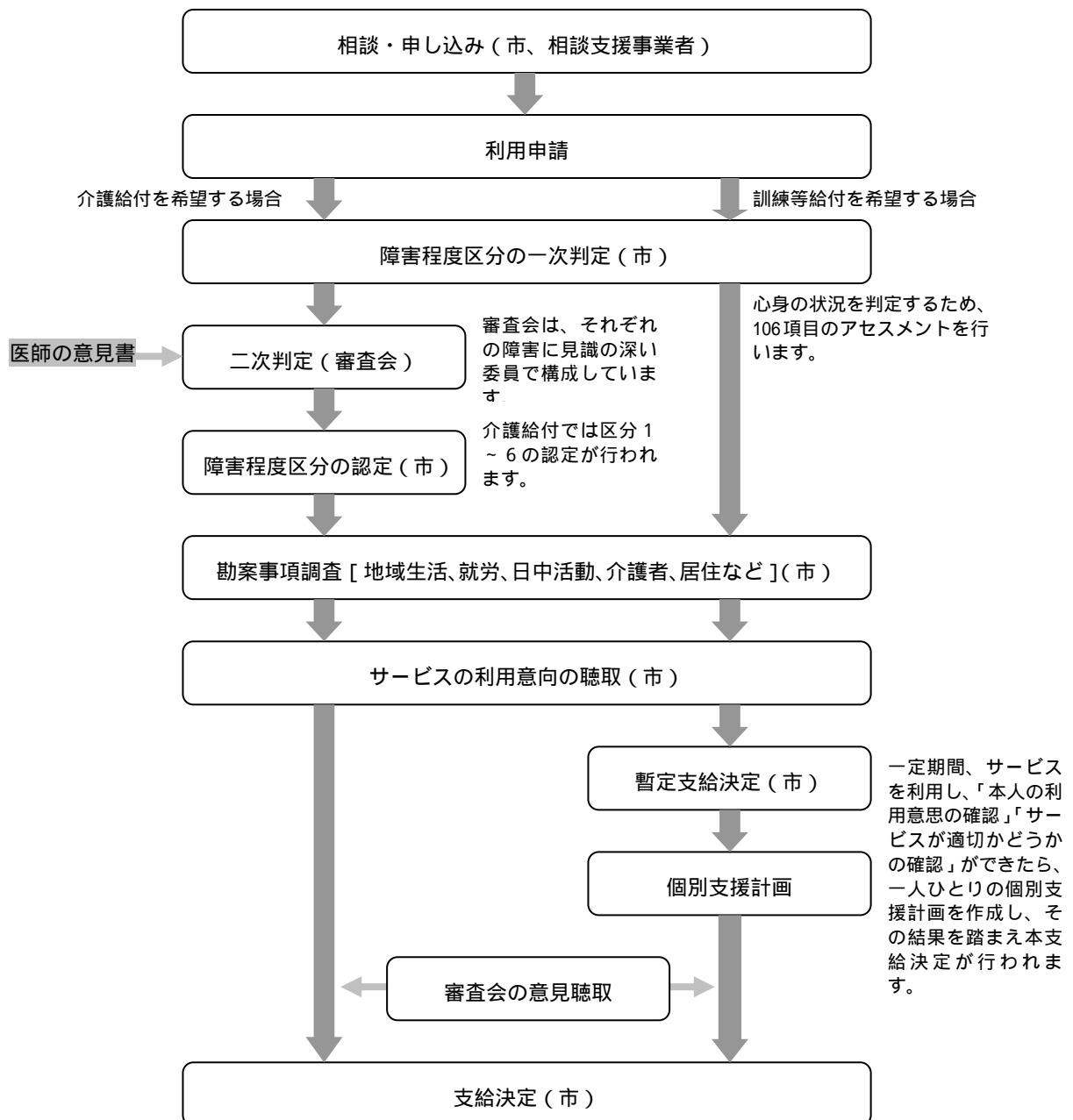
地域生活移行を進めるためには、グループホーム、ケアホームの計画的な整備や、地域生活にかかわる多様な支援が必要となります。今後、グループホーム、ケアホームの設置については、市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人の動向把握に努めながら設置について呼びかけていきます。

10 計画の円滑な推進に向けて

(1) 支給決定

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況（障害程度区分）、社会行動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。

【支給決定までの流れ】



支給決定に不服がある場合は、都道府県に不服申し立てをすることができます。

(2) 不服申し立て

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害程度区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会(東京都社会福祉協議会)が苦情処理機関として位置づけられています。

(3) 後見支援体制

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。

今後は、地域生活支援事業のうち、「相談支援事業の機能強化」の一環として「成年後見制度利用支援事業」を実施し、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

地域福祉権利擁護事業

「きよせ権利擁護センターあいねっと」(社会福祉協議会)では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。

(4) 利用者負担の軽減策

利用者負担については、低所得者に配慮した次のような軽減策が講じられています。

利用者負担の月額上限設定

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得 1	市町村民税非課税世帯で、利用する本人の収入が80万円以下	15,000 円
低 所 得 2	市町村民税非課税世帯	24,600 円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200 円

個別減免

入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、預貯金等が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成

通所サービス、入所施設等(20歳未満)、ホームヘルプについて社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として、収入や資産が一定以下であれば、社会福祉法人の減免の対象になります。

高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます。

補足給付等

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の場合は28,000円、65歳以上の場合は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるよう補足給付が行われます。

通所施設等では、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります。

生活保護への移行防止

から のような負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

(5) サービスの質の確保

サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきました。

今後は、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度「福祉サービス第三者評価システム」を積極的に活用できるよう支援します。

障害者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

市では、地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

サービス管理責任者

障害者自立支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

(6) 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、関係機関や市民代表等から構成される「清瀬市地域福祉推進協議会」において計画の進捗、諸目標の達成状況の点検、評価並びに新たな目標・課題の設定等について審議検討していきます。

なお、事業の実施状況の確認、課題の把握等に当たっては、「地域自立支援協議会」と連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。